



## フィリピンにおける COVID-19 の状況について

2022 年 4 月 5 日更新

フィリピンは2月から初条件を満たす一部の国からの外国人観光客の受け入れを再開しましたが、4月1日からは「一部の国」を撤廃し「全世界」からの受け入れを開始しました。

また、従来は PCR 検査の陰性証明に限定されていた陰性結果証明が検査機関で受ける抗原検査も可能となりました。

ワクチン接種証明を提出できれば入国後の隔離がなくなる措置は継続しています。

保健省は、現在の状態が続けば、4月末には一日あたりの新規感染者数が70人程に抑えられる可能性を示唆しました。

参考：

<在フィリピン日本大使館> 外国人のフィリピンへの入国に係る要件等：4月1日から追加緩和  
[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00807.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00807.html)

### 3月

- 1日 保健省は covid-19 の感染者数の報告を従来の毎日から週一回、月曜日午後 4 時に発表すると伝えた。7日から開始するという。保健省は市中に出回っている抗原検査キットの上限価格を改定した。現行の 960 ペソから 660 ペソに下げる。価格は税込みで 2 月 20 日から適用する。
- 1日 メトロマニラは警戒レベルがレベル 1 に引き下げられ、公共交通機関の乗車規制も撤廃されたため、多くの乗客が乗車する様子が首都圏でみられた。
- 1日 保健省はこのほど、警戒レベル 1 の地域における濃厚接触者の無症状者には隔離措置を義務付けないと発表。
- 2日 新規感染者数 866 件。
- 14日 食品医薬品局はこのほど、中国製 covid-19 ワクチン「シノバック」を 6 才以上の未成年者に接種する緊急措置を認可と発表。
- 14日 保健省による covid-19 週間報告：3 月 7 日～13 日の期間の新規感染者数 4,131 件（1 日平均およそ 590 件）。人口の 64,540,840 人（71.71%）が 2 回のワクチンを接種済み。高齢者の 74.87%が 2 回のワクチンを接種済み。
- 20日 保健省による covid-19 週間報告：3 月 14 日～20 日の期間の新規感染者数 3,572 件（1 日平均およそ 510 件）。人口の 65,171,415 人（72.41%）が 2 回のワクチンを接種済み。高齢者の 75.31%が 2 回のワクチンを接種済み。
- 25日 大統領府は、4 月 1 日より 2 回のワクチン接種を完了した外国人の入国を許可する方針を発表。

参考：<https://www.rappler.com/nation/covid-19-pandemic-latest-situation-philippines-march-2022/>

## (新) COVID-19 対応のための警戒レベル・システム

---

2021年9月14日、フィリピン政府はマニラ首都圏において9月16日から開始されるCOVID-19対応のための警戒レベル・システムのパイロット実施に関するガイドラインを発表。10月から11月にかけて徐々に全国に適用を開始した。

その基準は、COVID-19の疾患のリスクを管理し、最小化することを目的として、都市全体及び地方自治政府でCOVID-19に対処するための新たなコミュニティ隔離措置となる。また、新しい科学的知識、国内外での管理措置の有効性に関する情報・適用に基づき、更新される可能性がある。

地方自治政府(LGU)によって「危機的な地域」として特定された区域のマイクロ・レベルの検疫を「局所(細分化された)ロックダウン」とする。これは、警戒レベルに関係なく宣言される。

### **警戒レベル 1 :**

症例の伝播が低く、減少している、総病床使用率、および集中治療室の使用率が低い区域。

ア) LGUのそれぞれのRIATFの監視、観察、および評価の対象となる可能性がある、閉鎖、混雑、または密接な接触を可能にする活動およびスペースに対する合理的な制限を除いて、人の移動は許可される。

イ) 局所(細分化された)ロックダウンの対象となる地域を除き、すべての施設、人、活動は、最低限の公衆衛生基準に準拠している限り、完全な定員/座席数の能力で運営、作業、または実施することが許可される。

### **警戒レベル 2 :**

症例の伝播が低く、減少している、医療利用率が低い、または症例数が少ないが増加している、さらに症例数が少なく減少しているが総病床使用率と集中治療室使用率が増加している区域。

- ア) LGU によって決定される、年齢と併存疾患に基づく合理的な制限を除いて、人の移動は許可される。それぞれの地域機関間タスクフォース (RIATF) の監視、評価の対象となるが、警戒レベル 4 の規定ほど厳密ではない。
- イ) 地域間の移動は、目的地の LGU にて課される規則に従って許可される。
- ウ) 屋外運動は、併存疾患、予防接種の状況にかかわらず、全ての年齢層に許可される。
- エ) 局所 (細分化された) ロックダウン下にある領域を除き、以下の施設または活動は、最大 50% の定員または座席数で運営が許可される。また、安全シール認証を取得した以下の事業所は、所定の敷地内収容人数または会場/収容人数のいずれか該当する方の 10% を超えて追加営業することが許可される。
- a. 屋内の訪問者、観光名所、図書館、史料館、美術館、ギャラリー、文化的なショーや展示。
  - b. 会議、インセンティブ活動、展示会 (MICE) イベントの運営のための屋内会場。
  - c. カラオケバー、バー、クラブ、コンサートホール、劇場、映画館などのライブパフォーマーがいる屋内エンターテインメントの会場。
  - d. 遊園地またはテーマパーク、遊園地/ペリヤ、遊び場、プレイルーム、子供用乗り物などの子供向け遊園地。
  - e. インターネットカフェ、ビリヤードホール、アミューズメント・アーケード、ボーリング場などの屋内レクリエーション施設。
  - f. 全てのレベルでの屋内に限られた対面クラス、対面試験、およびその他の教育関連の活動。
  - g. カジノ、競馬、闘鶏、コックピットの操縦、宝くじ、賭博店、その他のゲーム施設の運営。
  - h. 対面の宗教集会。
  - i. COVID-19 以外の原因で亡くなった人の葬儀サービス、通夜、埋葬、葬儀のための集会。
  - j. コンサート、パーティー、結婚披露宴、婚約パーティー、結婚記念日、デビューパーティー、誕生日パーティー、家族の親睦会、ブライダルシャワー、ベビーシャワー、車列、肉親以外の者との住居での集会などの社交イベント。
  - k. レストラン、飲食店などの食品準備施設における屋内外の食事サービス。

- l. 屋内スポーツ・コートまたは会場、フィットネス・スタジオ、ジム、スパまたはその他の屋内レジャーセンター・施設、スイミングプール。
- m. ビューティー・サロン、ビューティー・パーラー、メディカル・エステティック・クリニック、コスメティック・クリニック、ダーマ・クリニック、メイクアップ・サロン、ネイルスパ、リフレクソロジー、エステティック、ウェルネス、ホリスティックセンター、およびその他の同様の施設を含むパーソナル・ケア・サービス。鍼灸および電気メス施設、スポーツ療法施設を含むマッサージ療法。また、日焼けサービス、ボディピアス、タトゥー、および同様のサービスを提供する施設も含む。

オ) 局所（細分化された）ロックダウンの対象となる地域を除き、他の全ての施設または上記 3（4）エで指定されていない活動は、最低限の公衆衛生基準を遵守することで、100%の定員または座席数で許可される。また、上記施設で働く人々の移動制限は緩和される。

カ) 政府機関は、完全に機能し続け、少なくとも 50%の現場能力を遵守する。

### **警戒レベル 3 :**

症例数が多く、および/または増加しており、総病床使用率と集中治療室使用率が増加している区域。

ア) LGU によって決定される、年齢と併存疾患に基づく合理的な制限を除いて、人の移動は許可される。それぞれの地域機関間タスクフォース（RIATF）の監視、評価の対象となるが、警戒レベル 4 の規定ほど厳密ではない。

イ) 地域間の移動は、目的地の LGU にて課される規則に従って許可される。

ウ) 屋外運動は、併存疾患、ワクチン接種の状況にかかわらず、全ての年齢層に許可される。

エ) 局所（細分化された）ロックダウン下にある領域を除き、以下の施設または活動は、最大 30%の定員または座席数で運営が許可される。また、安全シール認証を取得した以下

の事業所は、所定の敷地内収容人数または会場/収容人数のいずれか該当する方の10%を超えて追加営業することが許可される。

- a. 屋内の訪問者、観光名所、図書館、史料館、美術館、ギャラリー、文化的なショーや展示。
- b. 会議、インセンティブ活動、展示会 (MICE) イベントの運営のための屋内会場。
- c. インターネットカフェ、ビリヤードホール、アミューズメント・アーケード、ボーリング場などの屋内レクリエーション施設。
- d. IATF によって承認された屋内での対面検査。
- e. カジノ、競馬、闘鶏、コックピットの操縦、宝くじ、賭博店、その他のゲーム施設の運営。
- f. 対面の宗教集会。
- g. COVID-19 以外の原因で亡くなった人の葬儀サービス、通夜、埋葬、葬儀のための集会。
- h. コンサート、パーティー、結婚披露宴、婚約パーティー、結婚記念日、デビューパーティー、誕生日パーティー、家族の親睦会、ブライダルシャワー、ベビーシャワー、車列、近親者以外の住居での集会などの社交イベント。
- i. レストラン、飲食店などの食品準備施設における屋内外の食事サービス。
- j. 屋内スポーツ・コートまたは会場、フィットネス・スタジオ、ジム、スパまたはその他の屋内レジャーセンター・施設、スイミングプール。
- k. ビューティー・サロン、ビューティー・パーラー、メディカル・エステティック・クリニック、コスメティック・クリニック、ダーマ・クリニック、メイクアップ・サロン、ネイルスパ、リフレクソロジー、エステティック、ウェルネス、ホリスティックセンター、およびその他の同様の施設を含むパーソナル・ケア・サービス。鍼灸および電気メス施設、スポーツ療法施設を含むマッサージ療法。また、日焼けサービス、ボディピアス、タトゥー、および同様のサービスを提供する施設も含む。

オ) 映画館などの屋内娯楽施設、カラオケバー、バー、クラブ、コンサートホール、劇場などのライブパフォーマーがいる会場、屋外および屋内の遊園地またはテーマパーク、遊園地/ペリヤ、遊び場、プレイルーム、子供用乗り物などの子供向け遊園地は禁止される。

カ) 局所（細分化された）ロックダウンの対象となる地域を除き、他の全ての施設または上記 3（3）エで指定されていない活動は、最低限の公衆衛生基準を遵守することで、100%の定員または座席数で許可される。また、上記施設で働く人々の移動制限は緩和される。

キ) 政府機関は、完全に機能し続け、少なくとも 30%の現場能力を遵守する。

#### 警戒レベル 4 :

症例数が多く、および/または増加しており、総病床使用率および集中治療室使用率が高い区域。

ア) 次の者は外出することはできない。ただし、必要不可欠の商品・サービスを入手するため、許可された職種・職場で働くための移動は許可される。

18 歳未満の者

65 歳以上の者

免疫不全、併存疾患、健康上のリスクがある者

妊婦

イ) 地域間の移動は、上記アの外出が許可されていない者以外、目的地の LGU にて課される規則に従って許可される。

ウ) 屋外運動は、全ての年齢層、及び健康上のリスクがある者、ワクチン接種の有無にかかわらずに許可されるものとするが、居住地の一般的なエリア内に限定される。ただし、フェイス・マスクの着用、予防措置、ソーシャル・ディスタンス等のプロトコルと最低限の公衆衛生基準を厳密に遵守する必要がある。

エ) 感染のリスクが高いと判断する以下の施設及び活動は許可されない。

- a. 屋内の訪問者、観光名所、図書館、史料館、美術館、ギャラリー、文化的なショーや展示。
- b. 会議、インセンティブ活動、コンベンション、展示会 (MICE) イベントの運営のための屋内会場。

- c. 映画館などの屋内娯楽施設、カラオケバー、バー、クラブ、コンサートホール、劇場などのライブパフォーマーがいる会場。
- d. 屋外および屋内の遊園地またはテーマパーク、遊園地/ペリヤ、遊び場、プレイルーム、子供用乗り物などの子供向け遊園地。
- e. インターネットカフェ、ビリヤードホール、アミューズメント・アーケード、ボーリング場などの屋内レクリエーション施設。
- f. すべてのレベルでの屋内限定の対面授業、試験、およびその他の教育関連活動。ただし、IATF および/または大統領行政府によって承認されたものを除く。
- g. カジノ、競馬、闘鶏、コックピットの操縦、宝くじ、賭博店、その他のゲーム施設の運営。ただし、IATF または大統領府の許可がある場合を除く。
- h. コンサート、パーティー、結婚披露宴、婚約パーティー、結婚記念日、デビューパーティー、誕生日パーティー、家族の親睦会、ブライダルシャワー、ベビーシャワー、パレード、行列（行進）、車列、肉親以外の者との住居での集会などの社交イベント。
- i. 屋内スポーツ・コートまたは会場、フィットネス・スタジオ、ジム、スパまたはその他の屋内レジャーセンター・施設、スイミングプール。
- j. すべてのコンタクトスポーツ。ただし、IATF によって採用され、開催される LGU によって承認された関連ガイドラインの下で規定されているバブルタイプのセットアップで行われるものを除く。
- k. メディカル・エステティック・クリニック、コスメティック・クリニック、ダーマ・クリニック、メイクアップ・サロン、リフレクソロジー、エステティック、ウェルネス、ホリスティックセンター、およびその他の同様の施設を含むパーソナル・ケア・サービス。鍼灸および電気メス施設、スポーツ療法施設を含むマッサージ療法。また、日焼けサービス、ボディピアス、タトゥー、および同様のサービスを提供する施設も含まれる。これらの活動のためのホームサービスは同様に許可されない。
- l. スタイケーションなど、観光省(DOT)の専門市場。

オ) レストラン、飲食店などの食品準備施設における屋外での食事サービスは、ワクチン接種の有無にかかわらず定員の最大 30%までの座席数で、屋内食事サービスは 10%の定員または座席数で許可される。ただし、屋内でのサービスは、完全に COVID-19 のワクチン接種を受けた者へのサービス提供に限る。また、LGU により定員数を減らす可能性がある。



- カ) 理髪店、ヘア・スパ、ネイル・スパ、ビューティー・サロンなどのパーソナル・ケア・サービスは、LGU からの反対がない限り、屋外サービスは定員の最大 30%まで、屋内サービスは 10%の定員または座席数で許可される。ただし、屋内でのサービスは完全に COVID-19 のワクチン接種を受けた者へのサービス提供に限る。また、顧客を含めフェイス・マスクを常時着用する。
- キ) 宗教的な集会は、宗教的な集会が行われる LGU からの反対がない限り、屋外集会は会場の収容人数の最大 30%まで、屋内での集会は最大 10%の定員または座席数で許可される。ただし、屋内での集会は、完全に COVID-19 のワクチン接種を受けた者が集会に参加できる。また、屋外での宗教的な集会は、宗教的礼拝及び奉仕の実施に限られる。
- ク) COVID-19 以外の原因で死亡した人の葬儀サービス、通夜、埋葬、葬儀のための集会は、規定された最低限の公衆衛生基準を満たし、家族関係者（2 親等）のみに限定されることを条件として許可される。
- ケ) 局所（細分化された）ロックダウンの対象となる地域を除き、他の全ての施設または上記 3（2）エで指定されていない活動は、最低限の公衆衛生基準を遵守することで、100%の定員または座席数で許可される。また、上記施設で働く人々の移動制限は緩和される。
- コ) 政府機関は、完全に機能し続けるが、少なくとも 20%の現場能力を遵守する。

#### **警戒レベル 5 :**

症例数が警戒すべき領域に達しており、総病床使用率と集中治療室使用率が危機的なレベルとなっている区域。

ECQ のガイドラインが適用される。

参考：在フィリピン日本大使館【領事班からのお知らせ】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 154：NCR における COVID-19 対応のための警

戒レベル・システムのパイロット実施に関するガイドライン、NCRの警戒レベル4の発表（9月14日））[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00548.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00548.html)

#### ワクチン接種の優先順位

---

- A1 前線で活動する医療従事者
- A2 高齢者（60歳以上）
- A3 併存疾患を有する者
- A4 警官や兵士などの制服組を含むエッセンシャルセクターの前線で活動する従事者
- A5 生活困窮者
- B1 教師およびソーシャルワーカー
- B2 他の公務員
- B3 他のエッセンシャルワーカー
- B4 リスクが高い社会人口統計学的グループ
- B5 フィリピン人海外就労者
- B6 他の労働者
- C 上記に含まれないフィリピン人全て

参考：マニラ新聞「ワクチン接種計画 優先順位を発表」

<http://www.manila-shimbun.com/category/society/news255976.html>

ECQ (Enhanced Community Quarantine)

**強化されたコミュニティ隔離措置**

MECQ (Modified Enhanced Community Quarantine)

**修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置**

MGCQ (Modified General Community Quarantine)

**修正を加えた一般的コミュニティ隔離措置**

GCQ with heightened and additional restrictions

**制限が追加され且つ強化されたコミュニティ隔離措置**

GCQ with heightened restrictions

**制限が強化されたコミュニティ隔離措置**

GCQ with some restrictions

**いくつかの制限が強化されたコミュニティ隔離措置**

GCQ (General Community Quarantine)

**一般的なコミュニティ隔離措置**

## アウトドアスポーツ

全ての GCQ 非接触型スポーツのみ可。

MECQ ジョギングやサイクリングなど住居の近くで出来る運動や体操。

## インドアスポーツ/ジム

制限が追加され且つ強化された GCQ 不可。

制限が強化された GCQ 不可。

いくつかの制限が強化された GCQ ジムやフィットネスセンターは許容人数の 2 割まで可。

管轄する関連機関が発行するセーフティー・シールがあれば 1 割の増加が可。他のインドアスポーツ施設は許容人数の 3 割まで可。

GCQ 5 割まで可。

MECQ 不可。

## 屋内の観光施設

制限が追加され且つ強化された GCQ 不可。

制限が強化された GCQ 不可

いくつかの制限が強化された GCQ 許容人数の 3 割まで可だがガイド付きのツアーは不可。

管轄する関連機関が発行するセーフティー・シールがあれば 1 割の増加が可。

GCQ 許容人数の 5 割まで可。

MECQ 不可。

## 会議場などのイベント会場

制限が強化された GCQ 不可。

いくつかの制限が強化された GCQ 許容人数の 3 割まで可だが、社交行事に限り許容人数の 1 割が上限。管轄する関連機関が発行するセーフティー・シールがあれば 1 割の増加が可。

GCQ 許容人数の 5 割まで可。

MECQ 不可。

### **理容室や美容院、美容クリニックなど**

制限が追加され且つ強化された GCQ 許容人数の 3 割まで可。

制限が強化された GCQ マスク着用を条件に許容人数の 3 割まで可。管轄する関連機関が発行するセーフティー・シールがあれば 1 割の増加が可。

いくつかの制限が強化された GCQ マスク着用を条件に許容人数の 5 割まで可。管轄する関連機関が発行するセーフティー・シールがあれば 1 割の増加が可。

GCQ 許容人数の 5 割まで可。

MECQ 不可。

### **屋外の観光施設**

制限が追加され且つ強化された GCQ 許容人数の 3 割まで可。

制限が強化された GCQ 許容人数の 3 割まで可。

いくつかの制限が強化された GCQ 許容人数の 5 割まで可。

GCQ 許容人数の 5 割まで可。

MECQ 不可。

### **ステイケーション**

制限が強化されたコミュニティ隔離措置／いくつかの制限が強化された GCQ 政府よりステイケーションを運営する認可を取得している宿泊施設は制限なし。他の宿泊施設は管轄する自治

体の指導によるものの、許可される場合は許容人数の3割まで可。

GCQ 可。

MECQ 不可。

### **レストランの屋内飲食**

制限が追加され且つ強化された GCQ レストランでの飲食は不可。テイクアウトとデリバリーのみ可。

制限が強化された GCQ 許容人数の2割まで可。管轄する関連機関が発行するセーフティー・シールがあれば1割の増加が可。

いくつかの制限が強化された GCQ 許容人数の4割まで可。管轄する関連機関が発行するセーフティー・シールがあれば1割の増加が可。

GCQ 許容人数の5割まで可。

MECQ 不可。

### **レストランでの屋外飲食**

制限が強化されたコミュニティ隔離措置／いくつかの制限が強化された GCQ 許容人数の5割まで可。

GCQ 可。

MECQ 許容人数の5割まで可。

### **宗教活動、結婚式、洗礼式、葬式**

制限が強化されたコミュニティ隔離措置／いくつかの制限が強化された GCQ 対面式の宗教活動は不可。通夜、葬式、法事は近親者のみに限り可。

制限が強化された GCQ 許容人数の1割まで可。ただし自治体は3割まで可。

いくつかの制限が強化された GCQ 許容人数の3割まで可。ただし自治体は5割まで可。

GCQ 許容人数の3割まで可。ただし自治体は5割まで可。

MECQ 許容人数の1割まで可。ただし自治体は通夜、葬式、法事を近親者のみに限り3割まで可。

### **隔離措置の格付けが異なる地域への移動**

制限が追加され且つ強化された GCQ NCR Plus から外部への移動には予め許認可が必要。

制限が強化されたコミュニティ隔離措置／いくつかの制限が強化された GCQ 原則不可だが、隔離措置の規定範囲内で許可されている必需品を得るための移動、予め認可を受けた特定の場所での労働などであれば可。

GCQ 原則不可だが、隔離措置の規定範囲内で許可されている必需品を得るための移動、予め認可を受けた特定の場所での労働などであれば可。

MECQ 原則不可だが、隔離措置の規定範囲内で許可されている必需品を得るための移動、予め認可を受けた特定の場所での労働などであれば可。

### **年齢枠の移動制限**

GCQ 5～17才は屋外の公共の場所が可。

制限が強化されたコミュニティ隔離措置／いくつかの制限が強化されたコミュニティ隔離措置  
18歳未満は外出禁止。65歳を超える高齢者はワクチン接種を済ませた場合に限りワクチン接種証明証を持参すれば外出可。

MECQ 18歳未満の未成年と65歳を超える高齢者は外出禁止。

参考：<https://www.rappler.com/newsbreak/iq/guide-rules-areas-under-gcq-with-restrictions-june-2021>